

平成29年6月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年6月12日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時58分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第6号 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について
- 報告第1号 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 職員の処分について
- 徳島県国土強靱化地域計画の重要業績指標の進捗状況等について（資料②③④⑤）
- 「とくしま－0作戦」地震対策行動計画の進捗状況等について（資料⑥⑦⑧⑨）
- 徳島県消費者基本計画の改定（案）について（資料⑩⑪）
- 徳島県食の安全・安心基本指針の改定（案）について（資料⑫⑬）
- 徳島県食品表示適正化基本計画の改定（案）について（資料⑭⑮）

楠本危機管理部長

危機管理部から、6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の、県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

危機管理部における6月補正予算案といたしまして、最下段、計の欄から3列目に記載のとおり、2,001万6,000円の増額をお願いするものでございます。

補正後の予算額は、35億8,559万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

とくしまゼロ作戦課では、右端の摘要欄に記載しておりますとおり、命を守るための大規模災害対策基金積立金として、31万2,000円の増額をお願いしております。

3ページを御覧ください。

消防保安課では、女性消防団員等魅力アップ事業として、消防女子の集いの開催経費と

して、250万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

消費者暮らし政策課では、子どもの事故防止プロジェクトとして、子どもの不慮の事故を防止するため、関係機関とのネットワークの構築・強化、子どもの事故の実態調査等を行う経費として、1,430万4,000円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

安全衛生課では、食の安全安心「徳島モデル」全国発信事業として、市町村・消費者団体版Gメンであります、食品表示適正化推進員制度の創設に伴う経費や健康食品に関する、リスクコミュニケーションを実施する経費として、290万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。

その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、アの徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例でございます。

県民の防災に関する、意識の啓発及び知識の普及を図り、本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、さらには、県民の健康の保持及び増進のため、新たに設置する徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

7ページを御覧ください。

次にイの徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正でございます。

地域における食品表示の適正化を推進するため、新たに、食品表示適正化推進員を設置するものでございます。

8ページをお開きください。

平成28年度繰越明許費繰越計算書でございますが、これらにつきましては、平成29年2月定例会におきまして、繰越予算額の議決を頂いたところでございます。

翌年度繰越額につきましては、とくしまゼロ作戦課所管の防災対策指導費が6,723万4,245円、消防保安課所管の航空消防防災体制運営費が20億3,040万円でございます。消費者暮らし政策課所管の消費者行政推進費が2,585万8,000円、安全衛生課所管の上水道施設整備管理指導費が1億3,578万6,000円となっております。

今回、繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了、事業効果の発現に努めてまいります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、6点御報告申し上げます。

お手元に資料はございませんが、職員の処分についてでございます。

御報告させていただきます。昨年9月に交通死亡事故を起こした、とくしまゼロ作戦課の職員が去る5月16日付けで、減給3月の処分を受けました。

今後、より一層、職員の交通法規の遵守及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

2点目は、徳島県国土強靱化地域計画の重要業績指標の進捗状況等についてであります。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

徳島県国土強靱化地域計画は、徳島県の防災減災に関する最上位計画として、地震津波

対策に関する部門計画である、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画と一体となって、全庁を挙げた取組を進めているところでございます。

今回、計画の平成28年度末の進捗状況及び数値目標の見直しを取りまとめましたので、その概要を御報告させていただきます。

進捗状況につきましては、それぞれの取組を、達成、順調、要努力の3段階に分け、取りまとめております。

平成28年度末の状況でございますが、取組数124件のうち、達成が30件、順調が89件、要努力が5件となっております。

数値目標の見直しにつきましては、防災拠点等となる県有施設の耐震化率につきまして、県の総合計画である、新未来創造とくしま行動計画と整合性を図るため、見直しを行うものであります。

詳細につきましては、資料1-1、資料1-2、資料1-3を御参照いただければと存じます。

この進捗状況につきましては、去る5月30日に開催いたしました、学識経験者等から構成される推進委員会におきまして、今後の事業の取組方等につき、御助言を頂いたところであり、引き続き、計画の着実な推進を図ってまいります。

3点目は、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の進捗状況でございます。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画につきましては、南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例に位置付けられたものであり、また、さきに御報告しました、徳島県国土強靱化地域計画の部門計画としても位置付けられております。

震災対策を取りまとめた計画を作成するとともに、進捗状況を管理することとなっております。

今回、計画の平成28年度末の進捗状況及び計画の見直しを取りまとめましたので、その概要を御報告させていただきます。

進捗状況につきましては、それぞれの取組について、達成、順調、要努力の3段階に分け、取りまとめております。

平成28年度末の状況ですが、取組数364件のうち、達成が40件、順調が318件、要努力が6件となっております。

計画の見直しにつきましては、耐震性が不十分な木造住宅の耐震化の促進につき、新たな項目を追加するとともに、河川水門の耐震化の推進、安心とくしまネットワークの機能・基盤強化と安定運用、防災拠点等となる県有施設の耐震化の推進の3項目について、事業が順調に推移したため、数値目標の上方修正を行うものであります。

詳細につきましては、資料2-1、資料2-2、資料2-3を御参照いただければと存じます。

本計画につきましても、去る5月30日に開催いたしました推進委員会におきまして、御助言を頂いたところであり、今後、今議会で御論議いただいた後に、計画の見直し、公表を行い、着実な推進を図ってまいります。

4点目は徳島県消費者基本計画の改定案についてでございます。

お手元に配付の資料3を御覧ください。

この基本計画につきましては、徳島県消費者基本条例に基づくものであり、消費者政策の推進に関する基本的な施策を策定したものであり、今回、高齢化の進行や情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境の大きな変化や、消費者行政新未来創造オフィスの設置を契機とした、本県の消費者行政・消費者教育の更なる充実に対応するため、改定するものであります。

消費者市民社会を形成し、徳島モデルを全国発信することを基本理念として、主な新規事業といたしましては、消費生活相談センターや地域見守りネットワークの全県展開、大学と連携した、消費者教育推進プロジェクトの実施などを推進してまいります。

今後、今議会での御論議をはじめ、パブリックコメントを通じた、県民の皆様方からの御意見や、消費生活審議会での御審議を踏まえ、改定、公表させていただく予定としております。

詳細につきましては、資料3-1を御参照いただければと存じます。

5点目は、徳島県食の安全・安心基本指針の改定案についてであります。

お手元に配付の資料4を御覧ください。

この基本指針につきましては、徳島県食の安全・安心推進条例に基づき、食の安全・安心の確保に関する基本的な施策を明らかにするものであり、今回、食品衛生管理の国際標準化への対応、消費者庁との連携などに対応するため、改定するものであります。

主な取組といたしましては、消費者庁と連携しました食の安全・安心確保のための相互理解の推進、安全・安心な食品等の製造加工と流通の促進などに取り組んでまいります。

今後、今議会で御論議いただいた後に、改定、公表させていただく予定としております。

詳細につきましては、資料4-1を御参照いただければと存じます。

6点目は、徳島県食品表示適正化基本計画の改定案についてでございます。

お手元に配付の資料5を御覧ください。

この基本計画につきましては、徳島県食品表示の適正化等に関する条例に基づきまして、施策の計画的な推進のために策定するものであり、今回、栄養成分表示や健康食品等に関する正しい知識の普及や、消費者庁と連携した本県の先駆的取組の更なる強化などに対応するため、改定するものでございます。

また、計画の期間につきましても、消費者行政新未来創造プロジェクトの実施期間と整合性を図るため、見直しを行うものであります。

具体的な取組としましては、食品表示ウォッチャーの幅広い世代への拡充、食品表示適正化推進員制度の創設、消費者庁と連携したリスクコミュニケーションの推進等に取り組んでまいります。

活動指標につきましては、食品表示ウォッチャー数の倍増、栄養表示相談窓口の設置などの設定をさせていただいております。

今後、今議会での御論議をいただいた後に、改定、公表させていただく予定としております。

詳細につきましては、資料5-1を御参照いただければと存じます。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

元木委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

今、御説明を頂きました、5ページの、食品表示適正化推進員について書かれていることなんですけれども、お尋ねをしたいと思います。

食品表示適正化推進員という、こういう方がどんどん増えていって、県民の食の安全を守るために頑張ってくれるということになりますと、非常に頼もしいことですが、以前、御説明いただいたのでは、市町村又は消費者団体から推薦というようなことなんですけれども、こういう方の資格と言いますか、どういうふうな方がなれるんでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

食品表示適正化推進員の資格についての御質問でございます。

食品表示適正化推進員につきましては、市町村あるいは消費者団体から、食品表示の適正化に熱意と見識のある方を御推薦いただきまして、今般開設されます消費者大学校大学院のエシカル消費・食品表示コースを修了していただいた上で、県から委嘱するものでございます。

達田委員

県が取り組んでおります、消費者大学校っていうのが毎年、行われておりますけれども、その中の、エシカル消費の食品表示コースだけでいいんですか。それとも消費者大学校は何回かありましたよね。全部受けるっていうことでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

消費者大学校とともに消費者大学校大学院、両方とも受ける必要があるか、との御質問でございます。

今般、設定してございますのは、エシカル消費・食品表示コースの消費者大学校大学院のみを修了することで、その資格を得るものと考えてございます。

達田委員

わかりました。そしたら、知事が委嘱をして推進員として活動されるということで、日常の監視活動は、県のとくしま食品表示Gメンとともに活動するということなんですけど、月に何日とかそういう決まりはあるんでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

食品表示適正化推進員につきましては、月にとか、年に何回とかいった、そういった監視活動の枠組みがあるのか、との御質問でございますけれども、食品表示適正化推進員の業務につきましては、食品表示に関する正しい知識の普及啓発をメインといたしまして、徳島県と食品関連事業者のパイプ役といったところを、御期待申し上げているところでござい

まして、何回活動しなければならないとか、何件御報告を頂かなければならないといった規定は設ける予定ではございません。

達田委員

この食品表示適正化推進員でですね、市町村とか職員もいらっしゃると思うんですけども、消費者団体からされる方というのは、ボランティア活動で1年中されるのか、それとも何かですね、資格があるからということで報酬があるのかどうか、その点いかがでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

食品表示適正化推進員につきまして、ボランティアなのか、あるいは報酬等が発生するのかとの御質問でございます。

食品表示適正化推進員の活動につきましては、消費者団体への委託事業として考えてございます。この委託費の中に活動に伴う必要な経費の一部を計上してございます。

達田委員

是非ですね、頑張ってくださいなと思うんですけども、ボランティア精神がないとなかなかできない仕事ですよ。そういう点で、やっぱり知識の普及というのを県民に対して、どんどんと行っていけるような活動をしていただきたいと思うんですが、この食品表示を適正化と言いましても、今、法令に基づいた、適正化ができていますかどうか。それだけじゃなく、今、いろいろな食品で紛らわしいって言いますか、わかりにくい表示っていうのがたくさんあるんです。

子どもたちがよく食べております、例えばフルーツヨーグルトとかフルーツゼリーとかありますけども、国産のみかんなのか、国産の桃なのか、そういうのがわからないんですよ。そういうのをやっぱり、どこそこで採れたものですよというのを、きちんと書いてくれるような、わかりやすい表示にしてもらいたい。

やっぱり私もそう思いますし、ほかの消費者の方も、ちょっとわからんな、という声もありますけれども、そういう意見というのはやっぱり国に対して、もっとわかりやすい表示ができるようお願いしたいというようなそういう取組もできるんでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

食品表示について紛らわしい、あるいはわかりにくい表示が多いのではないかとということで、それを国に対して、しっかりと提言していくべきでないかという御提言でございます。

食品表示につきましては、消費者の皆様方が商品を選択する場合の、その適切な合理的な判断の材料となるものでございまして、非常に大切な情報が入ってございます。

ただ、それゆえに消費者の皆様方の御要望も多くて、いろいろな表示をしなければならない。アレルギー表示でありますとか、原材料表示でありますとか、期限表示でありますとか、そういった表示をすればするほどわかりにくくなる、紛らわしくなるというのは、これはもうある意味、仕方がないと申しますか、食品表示の永遠の課題といった点は確かに

あると存じます。こういった点につきましては、今般、原料原産地の表示でありますとか、そういったところが新たに、また規制になりますけれども、そういった点につきましては、政策提言も含めまして運用方法を、しっかりと提言してまいりたいと考えてございます。

達田委員

確かに、原料がですね、一つか二つでできているものについては、どこの県とか、書いてあるものもあるんですけども、いろんなものが混じり合っていてできているものについては、どこが原料なのかわからない、原産地なのかわからないっていうのが、たくさんあると思います。

しかし、国産と書いてありますとよく売れている。納豆とかですね。国産というものと書いてないものがありますけども。それから、ほかにも商品があると思うんですけども、そういうところを見ますと、消費者っていうのは、やっぱり日本で採れたもの、近くで採れたもの、そういうものを求めているんじゃないかと思うんですよ。

塩一つとってみましても、いろいろ見ていますと、これは鳴門でできましたって書いてあると買いますよね。ですから、やっぱり自分の身近で、できたものを、ちゃんとわかるように、非常にこう小さく書いてありますからよく見ないとわからないっていうのがありますので、是非その食品表示が、法令に基づいてちゃんとやっているんですよだけじゃなくて、消費者にとってわかりやすい表示ができるように、そういうデータを集積して、こういう表示にしたらどうですかっていうような提言を、是非やっていただきたいなと思いますので、その点、期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一つですね、健康食品に関するリスクコミュニケーションの推進というようなことで、今、健康食品というのが、いろいろな宣伝、広告も入ってきますし、またネットでも、どんどん広告が入ってくるんですけども、県の取組として、薬と健康フェアなんかも取り組まれるということで、今、非常に関心があると思うんですが、こういう取組と言いますかね、年にどれぐらい、どういう方を対象に、どこで行われるんでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

健康食品等に関するリスクコミュニケーションについて、こういった開催回数、あるいは場所についての御質問でございます。

今般、補正予算でお願い申し上げますのは、健康食品に関する先駆的プロジェクトの展開ということでございまして、主に徳島県薬剤師会そして一般社団法人日本食品安全協会のほうに二つの委託事業をお願いする予定でございます。

一つ目の、徳島県薬剤師会につきましては、健康食品と、医薬品の飲み合わせ、今話題になってございますけども、こういった点について、テーマとしてリスクコミュニケーションを推進していただくということにしております。まず、薬と健康フェアにつきましては、医薬品に関する正しい知識の情報の発信とかですね、正しい知識の普及啓発のために、毎年10月に相談窓口でありますとか、パネル展示をして開催しているものでございます。これと連携いたしまして、この行事の一つといたしまして、リスクコミュニケー

ションをシンポジウム形式での開催をお願いしたいと考えてございます。また、町のお薬相談室につきましては、月2回程度、量販店でありますとか、県立図書館のほうで徳島県薬剤師会が開催しています部分につきましては、ここと連携いたしまして、健康食品と薬の飲み合わせについて啓発する内容でありますとか、相談事業についてしていただくと考えてございます。また、調剤薬局等につきましては、同じように県下の調剤薬局のほうで、健康食品に関する相談でありますとか、啓発資料の配付につきましてお願いしたいと考えてございます。

そして、一般社団法人日本食品安全協会への委託事業につきましては、一般社団法人日本食品安全協会と申しますのは、健康食品管理士の認定団体でございます。言わば、専門家の集団でございますけれども、ここが、毎年2回市民公開講座を実施してございます。

この、2回目を利用いたしまして、本年度は12月から3月の間を予定してございますけれども、ここでリスクコミュニケーションの推進について市民公開講座を利用いたしまして、行いたいと考えてございます。

達田委員

健康食品ですとか、お薬、また漢方薬とかね、いろんな健康に関することを皆さん学びたい、知りたいっていう方、多いと思いますので、是非そういう取組を、どんどん広げていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

それとですね、その上の4ページに、子どもの事故防止プロジェクトっていうのが書かれております。時間がないので、要望ということで申し上げたいんですけども、子どもの不慮の事故とか、あるいは実態調査とか、また事故防止を推進する人材育成というようなことでね、この予算が付けられていると思うんですけども、子どもの不慮の事故という中でですね、徳島県の施設の中で、危ないところがないのかどうかっていうようなことを、県民の目線でチェックするというようなことが毎年行われているのでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

子どもの事故防止プロジェクトにつきまして、御質問を頂いたところでございます。

県の施設の中で危ないところがあるかどうかという点でございますけれども、実は今回のプロジェクトにつきましては、やはり子どもの事故、不慮の事故というものがどういった原因で起こるのかということですね、多様な関係者が集まった中で議論し精査をしていこうというふうに考えております。その中で当然のことながら、県等も含まれておりますので、今、委員がおっしゃったような観点も踏まえまして、分析調査というものも、どういうふうに進めていくのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

達田委員

食品、食の安全につきましてはね、ウォッチャーさんとかいろんなGメンさんとかね、そういう方がいらっしゃるわけですけども、この床一つとってみましてもね、転んでもし頭を打ったときにどうなるだろうかっていうようなね、こういうじゅうたんの場合とか、石みたいなどころとか、全然違うわけなんですよね。ここで、もし転んで頭を打った

ら、割れてしまうんじゃないかと思うような公園の置物とかね、いろいろありますけれども、そういうところを、やっぱりお母さんの目線と言いますか、県民の目線でしっかりと見ていただいて、ほんのちょっとしたことでも、とげが刺さりそうな遊具とかありますので、やっぱりそういう細かいところまでね、ウォッチングしていただいて、まず修理をしたり、改善をするというようなことから、始めていただきたいと思うんです。というのはね、私の身近なところで、公共施設なんですけども、小さな子どもさんが走っておりまして、こけたときに、金具みたいな椅子があったんですね。スチールじゃなくて、金属製の椅子があったんですけども、その角で頭をぶっつけて、もう救急車を呼ぶというような事態になったわけなんです。大人が見たらね、見た目きれい、安全かもわかりませんが、小さな子どもにとったらどうなんかっていうようなこともありますので、是非そういう点から始めていただきたいと思うんですけども、それで言いますと、このいろいろな事故防止プロジェクトの中では、どの部分が当てはまるでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

プロジェクトの中身でございますが、実は、達田委員がおっしゃったような、いわゆる事故防止のための施設の整備までは、プロジェクトの中身として踏み込んではないんですが、今、子どもの事故の実態調査を考えておりまして、アンケート調査でありますとか、それから實際上、起こったとき、例えば救急車で搬送されたという場合の分析みたいなものをしっかりとやって、実際どのような原因でそういう事故が起こったのかっていうことを、確認をしてまいりたいと思っているところでございます。

まずは子どもの事故を防いでいく、そのためにはどういうものが必要で、どういう事前対策が必要なのか。その後、いざ今度起こったというようなときに、応急対策的にどういうことができるのかというようなものも併せて、しっかり研究し、県民の皆様方に啓発をしてみたいと思っているところでございます。

達田委員

最後にお尋ねしておきます。徳島県で不慮の事故による乳幼児の救急搬送っていうのが約400件ということなんですけども、どういう傾向なんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

小児の救急搬送の状況でございますが、救急車で運ばれたという事例の、多くは、一般的な負傷でありますとか、交通事故というので97%くらいは占めているようなところでございます。

ただ、傷病別に見ますと、打撲とか捻挫いわゆる傷の部分とかが66%くらいを、占めているような状況でございます。それ以外の部分で見ますと、例えば、小さな子どもが誤って異物を飲み込んだ誤飲ですよね、そういうような事例もやはり20件を超えてあるというような状況でございますので、こういったときにどういう危険を回避するという意味合いと、そういうことが起こった場合の対処方法というものについて、しっかりと検討してみたいと思っているところでございます。

達田委員

今、お聞きいたしますと、本当にいろいろなところで、もう私たちが考えもつかないようなところで危ないっていうのがあると思うんです。先日もテレビでやってましたが、ドアで指を詰めるとか、大人も、私なんかよく高齢になりますと失敗して詰めたりしますが、思わぬところでけがをするというのがありますので、いろんなケースの実態を挙げていただいて、それが防げるように是非お願いしたいと思います。

それと食品なんかもね、先ほどありましたが、ハチミツで死亡事故が起きるとか、そういう知識ですね。何歳以下の子どもさんには駄目ですよというようなことを、しっかりと知っていただくということが必要だと思いますので、食品と事故と併せて、取組を是非強めていただきたいということを、申し上げて終わります。

岸本委員

それでは、1点だけ確認させていただきます。国土強靱化地域計画と、それから「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の進捗が示されましたが、昨年、防災対策特別委員会のほうで進捗が示されたときに、担当部局のチェックだけではなく、第三者ないしは危機管理部の2次チェックをしてはどうですかということで、確かそういう形でやりたいということで話を頂きましたが、今回この分には反映されてますか。

坂東危機管理政策課長

国土強靱化地域計画及び「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の評価、進捗の評価についての御質問でございます。

昨年度、岸本委員から、御指摘を頂きました内容、それぞれの部局で、評価を行っているものの取りまとめということで御報告をさせていただきましたが、今回は、昨年度の様式に比べまして、例えば、資料1-2で御覧いただきますと、中央部に、平成28年度を取組内容というものを追記をさせていただきました。

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画についても同じように、平成28年度を取組内容の追記をさせていただいておりますけれども、この部分につきまして、まず原課からそれぞれ出てきます。そして、この平成28年度の達成度というもの、こちらについても原課のほうで出てきますが、それについて我々、危機管理部のほうで、全体を確認した上で、それぞれの内容について不審というか、評価の判断にそごがないかどうか、確認をしまして、そごがある場合は、それぞれ原課のほうに返し、評価の見直しというものをお願いするという形を、今回から体制として確立をいたしました。

例えば、達成というものにつきましては、取組の実績が最終目標に到達をしているもの、それから要努力に関してはですね、現状では取組の最終目標に到達できないと判断したとき、若しくは最終年度ですね、毎年度の段階的な設定した目標に達成できないものということになっております。

あと、順調というものにつきましても、最終目標に向けて達成できる見込みで進んでいるものということになりますけれども、例えば、毎年度に、段階的に設定した目標につきましても単純に、数値だけで比較をするのではなくて、一定の割合、例えば8割以上、達成しておいて、更に最終目標に向けて達成できる見込みがあるもの、こういったものも、

それぞれの内情を、我々のほうで聞き取りを行いまして、その上で評価をさせていただいております。

岸本委員

御努力いただいておりますというのが、よく伝わりました。例えば、国土強靱化地域計画に示された文章、これの進捗状況一覧表の、「1大規模災害が発生したときでも、すべての人命を守る」という言葉があって、三つの要努力は自主防災組織とLPガスやと、その二つができれば、死者ゼロかという県民目線と言いますかね、私のような素人目線で考えます。

この備えるべき目標がちょっと大上段なのか、行政でできるのはこの範囲ということで、行政でできることについての目標で、これでゼロになると言うてるのか、その辺はわかりませんが。もう少し、進捗件数から比べていただいておりますので、この件数目標が正しいのかも含めて、ここに順調とか要努力となっておりますけど、危機管理部として順調なのかどうか、これの評価を書かせていただいて、2次チェック者ということで表していただければなど、危機管理部で荷が重いということでしたら、いろいろなプロジェクトと言うんですか、委員もありますので、是非とも、更に強化をしていただきたいと。

一番違和感と言いますか、木造耐震化も順調ということになってますけど、誰がどう見ても順調なのかなあという気がせんでもないということと、もう一つは、この、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画のほうで、新たに行動計画の見直しで、木造建築と耐震化をもっと進めるという目標も出てきてますので、今日は、この資料は見させていただきますので、びしっと、大変ですが、目標とチェックをよろしくお願いします。

楠本危機管理部長

まず国土強靱化地域計画、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画、私も一から携わっております。計画作成するときから、各課ヒアリングも行いまして、なるべく数値目標を作っていたきたい、それから、毎年度、予算、中身の進捗状況というのは、私も課長として全項目にわたりましてヒアリングと内容チェックをしておりました。

この表には表れておりませんが、死者ゼロを目指して総合的な対策をする危機管理部では、当然、中身を把握し進捗が進んでないところを、どうやって進めていくかというのは、所管課だけでなく、危機管理部としても当然指導もしていきますし、先ほど岸本委員がおっしゃった件に関しても、危機管理部が責任もって中身のチェックをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

岸本委員

是非とも、対応をよろしくお願いします。各地で大規模災害が起こって、次は、次はというのが迫ってきておりますので、特に、チェックを厳しく、通常よりも厳しくしていただきたいと要望して終わります。

古川委員

今回、食品表示適正化推進員を新設する、6月補正予算にも予算を積むということで、

取り組むことになっておりますけれども、まず基本的なことをお聞きしますけれども、この食品表示適正化推進員については県のとくしま食品表示Gメンと、どういうふうな違いがあるのか、まず、教えていただけますか。

久米食の安全安心担当室長

食品適正化推進員につきまして、県のとくしま食品表示Gメンとどういった違いがあるのかという御質問でございます。

まず、県のとくしま食品表示Gメンでございますけれども、これは食品表示法や県の条例あるいは景品表示法に基づきまして、立入調査であったり、報告の徴収を求めたり、検査をしたり、つまり法執行を行うわけでございます。

一方、食品表示適正化推進員につきましては、先ほど申し上げました通り、主に正しい知識の普及啓発をメインとしております。そして法執行権限がございません。このあたりが違いでございます。

古川委員

県のとくしま食品表示Gメンは法執行を行うんだということで、では県のとくしま食品表示Gメンの方は、身分は県の職員ということよろしいでしょうか。県のとくしま食品表示Gメンは何人いて食品表示適正化推進員は何人ぐらいを目指してるのか、また食品表示適正化推進員は、法執行を行わない、どのような補助をするのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

久米食の安全安心担当室長

県のとくしま食品表示Gメン、それから食品表示適正化推進員について、もう少し詳しくといった御質問を頂戴いたしました。

県のとくしま食品表示Gメンは県の職員でございます。現在、77名がおります。先ほど申しましたとおり、法執行を行う。そして、食品表示適正化推進員でございますけれども、食品表示適正化推進の正しい普及啓発のほかに、どういった業務をするのかということでございますけれども、例えば、6次産業化などに伴いまして、農産加工品などを各地で作られてございますけれども、これも正しい食品表示をしなければなりません。こういった零細な事業者と、とくしま食品表示Gメンのパイプ役といったところを期待しております。それから県が開催します、リスクコミュニケーションなどへの参加につきましても、御期待しているところでございます。

それから、食品表示の監視体制、全体の話といたしましては、一番上にとくしま食品表示Gメン、そして中間にただいま申し上げました、食品表示適正化推進員、一番下に80名でございますけれども、徳島県が消費者協会に委託しています、食品表示ウォッチャー、こういった三層構造でもって、食品表示の適正化の監視体制を構築したいと考えてございます。

古川委員

とくしま食品表示Gメンは県職員で77人、これはどういった人に、兼務ですよ77人も

おるといふことは、その辺教えていただきたい。

食品表示適正化推進員は何人ぐらいつくるのか、パイプ役っていうことですから、具体的なイメージ。こういうことをしてもらって、こうつなげるんだみたいな。

食品表示ウォッチャーが80人おって、今度160人にしようとしている。ということは、食品表示ウォッチャーとの違いと、食品表示適正化推進員は何人ぐらいつくって、食品表示ウォッチャーと兼務はすることはないということでもいいのか、そのあたり教えてください。

久米食の安全安心担当室長

さらに、食品表示適正化推進員、とくしま食品表示Gメン、食品表示ウォッチャーの違いについて、御説明したいと存じます。

まず、とくしま食品表示Gメンについて、御説明いたします。今77名でございますけれども、そのうち40名が保健所におります、食品衛生監視員でございます。それから各県民局の方、私ども安全衛生課の10名、昨年度よりお願いしてございますけれども、東京本部、大阪本部、名古屋事務所の計6名の方にですね、任命させていただきまして、県外流通品の監視などもお願いしてございます。これがとくしま食品表示Gメンの体制でございます。

それから、食品表示適正化推進員の数でございますけれども、市町村の職員、消費者団体からお願いしたいと考えてございまして、市町村で考えますと24市町村ございますので24名と、それから消費者団体もございますので、30名程度を目標に考えてございます。

食品表示ウォッチャーとの違いということでございますけれども、食品表示ウォッチャーは一般の消費者の方でございますので、日頃のお買物の中で食品表示の適正化を、確認していただくと、正にウォッチングしていただくという役割でございます。

それから、食品表示適正化推進員でございますけれども、これは先ほどからのお話でございますけれども、繰り返しになる部分があるかと存じますけれども、パイプ役といったことで、農産加工品等の零細事業者から御相談があった場合に、どういう適正な表示をすればいいのかといったようなことを、徳島県のほうに御相談いただく前に、そういったところを通していただいて御相談していただく。もし、仮に不適切な表示や疑似情報がありましたら、これは徳島県の方に通報していただく。こういったことを考えてございます。

古川委員

大分わかってきました。ということは、食品表示適正化推進員は一般県民から公募するんじゃない、市町村の職員、各市町村1名ずつ、あと消費者団体の職員、こういう方に委嘱をするという形なんですね。

30人ぐらいで、食品表示ウォッチャーと、とくしま食品表示Gメンの間、もう少し詳しく会社に行って聞いてもらい、つないでもらうみたいな役割をお願いしようということだという認識でよろしいですかね、わかりました。

これを、消費者団体に委託をするということですので、更に重層構造でやるということですので、市町村も巻き込んでやっていくっていうことかと思うんで、しっかりと市町村の方も意識を持ってやってもらうということでもいいと思いますので、また付託委員会でも

聞くことがあったら聞かせていただこうと思います。

もう1点、これも付託委員会で質問させてもらおうと思うんですけど、今回の現場の視察で鳥獣被害の現場も見させていただきましたが、今回の政策提言でも挙げていただいているんですけども、狩猟者の育成という、これは大変重要な部分かなと思ってます。

若手ハンターの育成、このあたりも今回の政策提言でも挙げてますけれども、こういった方の育成強化のために、地域の実情に応じた狩猟者育成の財政支援を行うことっていうことを提言で挙げてますけれども、具体的に育成の財政支援というのは、どういう部分を想定されてるんですか。

勝間消費者くらし政策課長

狩猟者の育成確保対策、特に我々が政策提言をした部分でございますけれど、これまで、例えば狩猟免許を取得する際に、その回数を増やしたり、あるいは日曜開催をさせていただいたりしております。

また、若手の狩猟者を確保するというところで、大学でありますとか農業大学校、そういった学生を対象とした出前講座等々も行ってきているところでございます。

それから狩猟を実施したことがない狩猟者、免許があるが撃ててないというような形に対しての講習会等々もこういう実施をしているところでございます。

そういった本県の様々な狩猟者の確保の対策につきまして、国に対して支援をお願いしているところでございます。

古川委員

そういった、いろんなソフト事業に対して国が、そういうような補助事業を作ってほしいみたいなイメージですか。

小椋危機管理部次長

狩猟者の地域の実情に応じた確保という前述といたしまして、実はこれまで狩猟者が、狩猟免許を取るに当たっては、狩猟登録とか狩猟をするときに、狩猟税を県は頂くわけですが、これが最近では有害鳥獣の駆除とか、そういうのに従事される方につきましては、狩猟税が半額になるとか、そういう減免措置にもなりまして、その分の狩猟税は今まで、地域では狩猟対策として人の確保とか講習会、そういう部分に財源を充ててきておりました。

そういう様々な取組をするに当たって、その元となる税収が減少してきておりますので、しかしながら一方では、鳥獣被害対策というのは深刻な問題でありますので、そういうものを地域に実情に応じてできるよう、この狩猟税としての財収が減った分を施策として、応援をしてほしいという意味で政策提言を行っているところでございます。

古川委員

今まで狩猟税からまわってきた、これまでもそういうお金があって、それが税収減によって減ってきたんで、その分を国の一般財源とかで補填をして、今までどおり、又は、それ以上やってほしいということによろしいですか。

小椋危機管理部次長

はい、そのとおりでございます。

古川委員

了解しました。狩猟者、特に若手のハンターの育成というのは、ほんとにこれから取り組んでいかなければいけない部分だと思いますので、また今年度しっかりと、このあたりも議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

重清委員

次の付託委員会まで結構ですので、BSEとか鳥インフルエンザの対応で、徳島県の獣医師が、全体的にどうなっているか、調べてもらえますか。現状が足らんとか言われているが、今わかるのであれば、教えてくれてもいいですが、わからないのであれば付託委員会のときで結構ですんで。

山根安全衛生課長

獣医師につきましては、非常に現況厳しい状況でございます。そういう中、昨年度の採用試験の状況でも、募集10名に対し3名の応募となっております。

それ以上に詳しい点につきましては、付託委員会で御説明させていただきたいと思いません。

喜多副委員長

7月から消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスの開設が予定されておるようで、いろいろ準備がされておりますが、具体的にいつから開設になるか決まっとるんですか。

東條新未来消費生活課長

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスの開設時期について御質問でございます。

現在、県庁10階でオフィスの整備工事が進んでるところで、7月中には開設ということで進んでおりますが、具体的な日程が決まってる状況にはございません。

喜多副委員長

国のすることですから、もう来月のことで普通だったら決まってるが、徳島県がどうこういう立場でないんで、致し方ないことだと思っております。

改めてなんですけども、消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスの業務内容、どんなことするかというのは、今までの委員会で出とるかもわかりませんが、これも決まっておるのでしょうか。

東條新未来消費生活課長

消費者庁及び独立行政法人国民生活センターによります、消費者行政新未来創造オフィスの業務の御質問でございます。

消費者行政新未来創造オフィスにおきましては、消費者庁におきまして立証に基づいた政策の分析研究機能をベースとした、新たな未来に向けた消費者行政の発展、創造の拠点として位置付けられております。具体的には、理論的、先進的な調査研究をしていきたい、全国展開を見据えたモデルプロジェクトを行っていきたい。例えば、若者向けの消費者行政の活用ですとか、今回のような子どもの事故防止につきましても、消費者庁と徳島県と連携してやっていきたい、様々なプロジェクトがございます。

こちら九つのプロジェクト等に関しましては、徳島県といたしましても同じように、県庁内でタスクフォースを設けまして、連携して業務を進めていくことにしております。

また、新たな消費者庁の働き方改革の拠点といたしまして、テレワークですとか、ペーパーレス等の促進が図れることとなっております。

また、国民生活センターにおきましては、こちらのほうで主に研修につきましては、そして関西、中国、四国地方を対象といたしました研修を徳島県で実施すること。

また、先駆的な商品テストを試行的に県の協力を基に実施するというところで、今年分につきましては、例えば地震による転倒の防止策について検討していきたいと考えているということがございます。

喜多副委員長

しっかりと連携して、本当に徳島県から、これからいろいろと発信できるように、御期待申し上げたいと思います。具体的には、この危機管理部と消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスが、会をもってするというところは、まだ全然、そこまでは決まってないんですか。

東條新未来消費生活課長

これまでも、徳島県と消費者庁におきましては、合同会議のような正式な会議、その他、様々な協議事項等を行ってきたところでございます。

この度、6月26日に開設いたします、徳島県と消費者庁と意見推進協議会の共同設置でございます、とくしま消費者行政プラットフォームにおきまして、消費者庁と連携して様々な消費者行政、消費者教育の推進に当たってのプロジェクトを協議する場として、活用していきたいと考えてるところでございます。

喜多副委員長

それと、リスクコミュニケーション、一般的にわかりにくいですね。何をどうするのか、何が言いたいのか。どういうことですか。

久米食の安全安心担当室長

リスクコミュニケーションにつきましてもの御質問でございます。

リスクコミュニケーションという用語が使われ出しましたのも、まだ15年程度でございまして、BSEの発生を契機としまして、消費者と行政と食品関連事業者等が情報の共有と相互理解を図るために意見交換をしながら信頼関係を構築する。こういった取組をリスクコミュニケーションと申します。

喜多副委員長

やっぱり一般的に県民にとっては、わかりにくいんじゃないかなと思います。何か説明が入っておりますけれども、やはり片仮名用語というのは、できるだけ控えるのがいいのではないかなと思いますけれども、どうですかね。

久米食の安全安心担当室長

片仮名用語が多過ぎるのではないかと、もっとわかりやすい表現がないのかという御質問でございます。

確かに、最近そういった傾向がございますけれども、これ新しい用語でございますして、WHOなり、食品安全基本法なり、そちらのほうにも位置付けられた言葉でございますして、先ほど申し上げましたように、情報共有と情報交換を図りながらお互いに信頼関係を構築していくという取組自体を、リスクコミュニケーションと申しますので、これを言い換えるとなりますと、今、言葉が浮かびませぬけれども、情報共有と相互の信頼関係の構築といったものになると思います。

喜多副委員長

もう一つ、子どもの事故についても関連してるということでもありますけれども、今回も出ました、消費者行政推進費の中で、子どもの事故防止プロジェクトがありました。

委員からも質問がありましたけれど、この400件の事故ということで、年齢が1歳から4歳、5歳から9歳とあるので、これも何かの規定でこういうことが決まっているのですかね。

勝間消費者暮らし政策課長

統計的な形になっておりますけれど、決まってるという状況ではございませんで、消防とか、病院とかいろいろ統計的な処理がございます。

ただ、子どもの事故防止ということで、いわゆる14歳以下の子どもについて、そういった原因とか、その事故の状況等々について調査をしているというような状況でございます。

喜多副委員長

14歳以下が対象ですか。

石本消費者暮らし安全局長

小児という定義が14歳以下になってございまして、あと未就学児という定義、乳幼児という定義ですね、それが6歳未満、0歳から6歳までになってございまして、そういった定義で保健統計とか行われております。保健統計で死亡の統計は0歳児、1歳から5歳というような5歳ごとの刻みで統計がされておりますので、それぞれ統計の取り方によって違います。

子どもの事故防止の今回のプロジェクトにつきましては、主には未就学児を対象としま

すが、広く14歳まで小児ということで対策等を検討してまいりたいと考えております。

喜多副委員長

今の基準が大きな何か根拠があるのかと思ったが、実際、この0歳児も不慮の事故とかいろいろと、この病気とかも含めてあるのではないかなと思いますし、これからも調査を、この年齢ですると思うのですが、どうでしょうか。0歳児も入れるべきと思うし、もう一つは未就学児と就学児童ということで分けたら事項もわかりやすいというか、14歳以下があるんだったら、例えば小学校1年から6年まで、その中で二つに分けるとか。未就学児5歳以下とか、0歳児も含めるとよりこの不慮の事故に対する対応ができやすいのではないかなと思いますが、調査方法もこれでするんですかね。

石本消費者暮らし安全局長

ちょっと説明が十分でなくて申し訳ございません。調査につきましては、それぞれの年齢で、0歳児だったら何か月とかいうことでやります。もちろん0歳児、ちょうど動き出しますと、非常に事故が多いということでございますので、きちんと小刻みに1歳ごとの、0歳児ですと何箇月ごとの調査をやって統計を取りたいと考えております。

喜多副委員長

是非ともそういうことで、これから調査するのであれば、この大まかな、これは今までの事故の報告というだけで、これからの調査は小刻みな調査をして、より実態がこんなんですからこういうような事故防止のための対策をしますよ、ということになってほしいと思います。

この乳幼児の救急搬送は400件ありますけれど、これが、どのような事故で、例えば死亡につながった事故等はこの中にはあるのですか。

勝間消費者暮らし政策課長

救急搬送された子どもたちのうち、実は4名の子が亡くなってるという状況でございます。原因については、これから詳しく調べていかなければいけないと思っておりますが、いわゆる溺死の場合と、窒息というような原因でお亡くなりになられてるというデータは持っております。

喜多副委員長

貴重な宝である子どもが、事故によってこの命を失う。大きく言えば日本の人口が減っていくということにつながるように、万全の体制をしてほしいと思っておりますが、結局、このプロジェクトによって事故を防ぐためにするんですけれども、具体的に、今の想定される範囲でどのようなことで事故を防止しようとしている計画か、お尋ねをいたします。

勝間消費者暮らし政策課長

このプロジェクトにつきましては、大きく四つの柱を立てております。

まず一つは、多様な関係機関でネットワークを構築していくということで、医師会と

か、看護協会、助産師会、あるいは保険機関等々ネットワークを作りまして、そこらが持っている事故防止のノウハウをまず結集させようと思っております。

それとともに、まず啓発活動ということで消費者庁等々が作成しております、啓発誌・資機材ございます。既に521台ありますとか、イオンモール等々でも消費庁とともに、啓発活動を行っているところでございます。

それに伴いまして、それと同時にと言いますか、事故の実態調査、これも必要だろうということで、今申し上げました救急搬送の状況等々について、もう少し詳しく分析するとともに、アンケート調査も行っております。また、乳幼児検診等の場合に安全のチェックも行いたいと考えております。

それと、4本目の柱としまして、やはり事故防止を推進していく人材をしっかりと育成をしていきたいということで、研修会を、母子保健とか教育関係者等々を集めまして、それも各機関、看護協会、助産師会、市町村の方とかと連携した形での研修会を実施することによりまして、事故防止の能力、あるいは起こったときの対応能力というものを向上させていくという形で取り組んでまいりたいと考えております。

山根安全衛生課長

先ほどの重清委員からの、徳島県の獣医師の確保状況ということで、ちょっと補足説明させていただきます。

過去5年ということで、平成24年度が8名の募集に対して6名の採用、平成25年度が8名に対して3名の採用、平成26年度につきまして10名に対して5名の採用、平成27年度については10名の募集に対して8名の採用と、いずれも定員割れの状況でございます。

重清委員

これだけ聞いているのではないぞ。県下全域の獣医師がどうなっているのかと。それから地域別はどうなっているのかと。それを聞きたいのに、こんな採用だけ発表してどうするのか。全体で獣医師はどれだけいて、民間でどれだけいるのか、県に何人おるのかと。こういうところを聞きたいんだ。地域に偏在していないか、こういう話を聞きたい。

今の段階で獣医師は、いろいろ問題となっているから、徳島県はどうなっているかを聞きたい。県が採用したかしてないかを聞いてない。全体を聞いている。これは間違いなく付託委員会までには出してくれと、お願いしておきます。

山根安全衛生課長

県下全域の分は農林水産部の所管でございまして、連携しながらそのデータについて御報告させていただきます。

元木委員長

よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月2日から8月4日までの3日間の日程で、視察を考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15時08分）